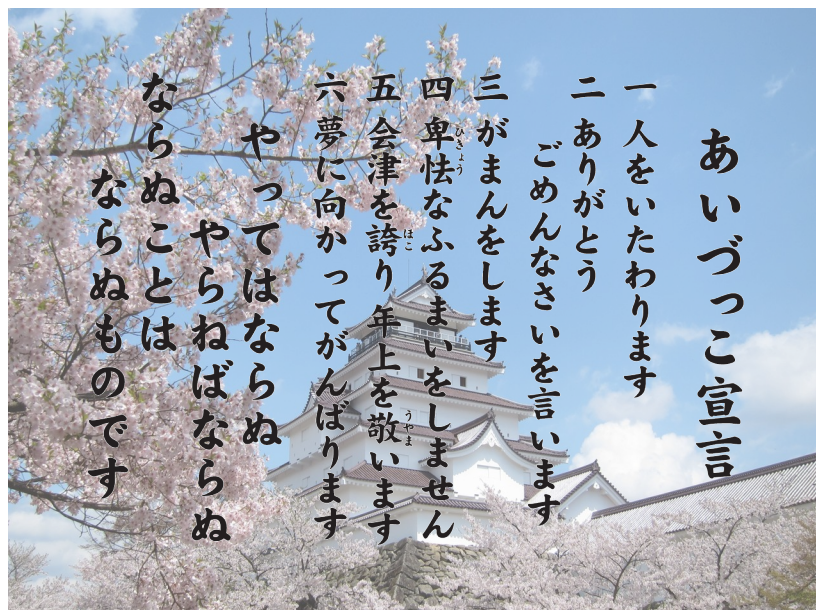


平成28年度

第1回

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

日時：平成28年10月20日（木）午後1時30分から
場所：会津若松市教育委員会 教育委員会室



会津若松市教育委員会

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

委員名簿

順不同・敬称略

	団体名	氏名
会 長	会津若松地区保護司会 会長	廣川 俊宏
副会長	会津若松市社会福祉協議会 会長	武藤 淳一
委 員	会津若松市父母と教師の会連合会 会長	安藤 敦
委 員	会津若松市子ども会育成会連絡協議会 会長	新井田 萬壽子
委 員	若松人権擁護委員協議会 人権擁護委員	川島 安紀子
委 員	会津若松警察署 署長	渡部 茂
委 員	福島県高等学校長協会会津支部 総合学科部会長	加藤 知道
委 員	会津若松市立小中学校長協議会 監事	矢澤 良伸
委 員	福島県会津児童相談所 所長	猪狩 素巳
委 員	会津若松市教育委員会 教育長	本田 樹
委 員	市民委員	佐藤 和幸
委 員	市民委員	小畑 匠

次 第

○ 委嘱状交付

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長及あいさつ

4 協 議

(1) 会津若松市いじめ防止等に関する条例及び会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針について

(2) いじめ問題の現状と主な取組について

(3) 意見交換

(4) その他

5 その他

6 閉 会

(1) 会津若松市いじめ防止等に関する条例及び会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針について

① 会津若松市いじめ防止等に関する条例等 施行までの経過

平成25年 6月28日	いじめ防止対策推進法公布 <u><資料1></u> ※附則第二条……法律施行後3年を目途に検討
平成25年 9月28日	いじめ防止対策推進法施行
平成25年10月11日	国がいじめ防止基本方針を策定
平成26年 7月25日	県がいじめ防止基本方針を策定
平成27年 3月26日	条例の公布
平成27年 4月 1日	条例の施行及び基本方針の策定

② 会津若松市いじめ防止等に関する条例の概要

基本理念

- ◎いじめを未然に防止するために、市民一人ひとりがいづっこ宣言に込められた思いを理解し、「ならぬことはならぬものです」の規範意識を持って、その実践に努める
- ◎いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得るとの認識のもと、早期発見・解消に努める
- ◎いじめは卑劣で絶対に許されない行為であるという考えを基本に、市、教育委員会、学校、保護者、関係機関が連携・協力し、いじめの根絶を目指す

責務と役割

いじめの根絶に向けては、子どもから大人まで市民一人ひとりが当事者であるとの認識が必要で、市、教育委員会、学校、保護者などが連携を図り、それぞれの立場での責務や役割を果たす

基本方針の策定

市や学校は、いじめの未然防止や早期発見・解消、対処のための具体的な対策を定める基本方針を策定する <資料2>

重大事態への対処

市長・教育委員会・学校は、いじめにより児童・生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態として適切かつ迅速に対処する

いじめ防止などのための対策と体制の整備

- ◎相談体制の整備・充実
- ◎いじめ問題対策連絡協議会の設置
- ◎あいづっこをいじめから守る委員会の設置
- ◎いじめ調査委員会の設置

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

あいづっこいじめ防止基本方針【概要版】



第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 本市の基本方針の内容

いじめ防止対策推進法及び国や県の基本方針を受け、「あいづっこ宣言」の精神を基盤として、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにするため、基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容を明らかにするもの

2 いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（平成25年いじめ防止対策推進法における定義より）

3 基本理念（会津若松市いじめ防止等に関する条例 第3条より）

- (1) いじめの未然防止に当たっては、市民等があいづっこ宣言に込められた思いを理解し、「ならぬことはならぬものです」の規範意識を身に付け、その実践に努める。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努める。
- (3) いじめは、卑怯で、かつ絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等の連携及び協力の下、いじめの根絶を目指して取り組む。

4 いじめの防止に向けた責務及び役割

「あいづっこいじめ防止基本方針」に基づき、長い歴史に培われた会津の精神文化を誇りとし、すべての市民がいじめに関する課題意識を共有し、それぞれの責務や役割を自覚し、いじめの起きない風土づくりに努める。

【市として】（条例第4・10条）

○いじめ防止等のための総合的な対策を実施、いじめ防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる。

【教育委員会として】（条例第5条）

○市立学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講じなければならない。

【学校として】（条例第6条）

○教育委員会、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りながら、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質の向上及び教職員同士の連携強化に努め、いじめ防止等に取り組まなければならない。

○児童等が相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動の充実に努めなければならない。

【保護者として】（条例第7条）

○子どもの教育について第一義的責任を有する。いじめを正しく認識し、子どもに対し、いじめは卑怯で、絶対に許されない行為であることを十分に理解させる。

○児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

○市、教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力する。

【市民として】（条例第8条）

○いじめが行われないよう地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して生活することができる環境づくりに努める。

○いじめを発見したとき又はいじめが行われている疑いがあると認めたときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等への情報提供に努める。

【子どもとして】（条例第9条）

○いじめを行わず、互いに思いやり、いたわりながら、あいづっこ宣言の精神を身に付け、いじめのない明るい学校及び地域での生活が送れるよう努める。

○いじめを受け、又はいじめが行われていることを認識したときは、その家族、教職員、関係者に相談するよう努める。

第2章 いじめ防止等のために会津若松市が実施する施策

1 市いじめ防止基本方針の策定 (条例第11条)

2 いじめ防止等に関する措置

- いじめの未然防止に関すること (条例第13条)
- いじめの早期発見及び早期解消に関すること (条例第14条)
- 相談体制の整備に関すること (条例第15条)
- 関係機関との連携に関すること (条例第16条)
- インターネットを通じて行われるいじめに対する措置 (条例第17条)
- 研修の実施 (条例第18条)
- 学校評価・教職員評価及び学校運営改善の支援

3 いじめに対する措置 (条例第20条)

- 市立学校からの報告に対する対応
- 市立学校への指導のあり方及び警察への相談・通報

4 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会の設置 (条例第21条)

- いじめの防止等のための対策について、保護者、市民等及び関係機関との連携を図るために、市長が委嘱する委員(12名以内)で組織

5 会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会の設置 (条例第22条)

- いじめの防止等の対策を実効的に行うために、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもので組織

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定 (条例第12条)

- 学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取組を定め、必要に応じて見直しを行い、変更する。

2 いじめ防止等に関する措置

- 条例13・14・15・17・18条は、市及び教育委員会と同様
- 複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。(条例第19条)

3 いじめに対する措置 (条例第20条)

- 学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- いじめを確認した場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、学校の複数の教職員によって、心理等に関する専門的な知識を有する者の協力を得、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態の報告・調査・報告 (条例23・24条)

学校からの教育委員会への報告に基づき、学校又は教育委員会が組織を設置し調査を行い市長へ報告する。

(3) 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認める時、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成する組織「会津若松市いじめ調査委員会」の設置・再調査を実施し、結果を市議会に報告する。教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる

(2)いじめ問題の現状と主な取組について

① いじめ問題の現状

平成26年度 都道府県別 いじめの認知件数(国公立)

(件)

都道府県	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1000人当たりの認知件数
41 佐賀県	125	90	66	2	283	2.8
11 埼玉県	1,402	1,476	195	25	3,098	4.0
7 福島県	474	265	142	1	882	4.1
28 兵庫県	1,289	999	243	27	2,558	4.2
24 三重県	544	324	76	3	947	4.5
37 香川県	244	183	54	9	490	4.5
33 岡山県	421	401	230	21	1,073	4.9
47 沖縄県	356	579	88	6	1,029	5.1
34 広島県	801	669	150	8	1,628	5.2
17 石川県	319	233	122	26	700	5.4
27 大阪府	2,899	1,970	343	36	5,248	5.4
15 新潟県	726	663	136	0	1,525	6.1
20 長野県	674	710	138	23	1,545	6.3
1 北海道	1,039	1,693	787	25	3,544	6.4
40 福岡県	2,599	951	211	21	3,782	6.8
13 東京都	5,022	3,451	249	23	8,745	7.0
14 神奈川県	4,094	2,445	330	75	6,944	7.5
16 富山県	487	356	40	10	893	7.7
2 青森県	596	517	111	1	1,225	8.6
31 鳥取県	264	187	38	63	552	8.7
29 奈良県	654	585	135	3	1,377	8.8
18 福井県	409	276	135	7	827	9.0
25 滋賀県	840	535	142	17	1,534	9.0
32 島根県	395	210	75	23	703	9.1
39 高知県	222	321	170	3	716	9.4
9 栃木県	1,177	788	140	16	2,121	9.5
36 徳島県	400	315	30	10	755	9.5
10 群馬県	1,361	614	283	12	2,270	10.1
5 秋田県	532	366	226	1	1,125	11.0
22 静岡県	2,703	1,823	105	20	4,651	11.3
21 岐阜県	1,491	989	227	34	2,741	11.6
38 愛媛県	1,089	777	76	1	1,943	12.7
3 岩手県	1,033	501	190	92	1,816	13.0
42 長崎県	1,209	568	284	4	2,065	13.0
23 愛知県	6,667	3,739	923	22	11,351	13.3
8 茨城県	2,973	1,656	80	10	4,719	13.9
35 山口県	1,374	726	95	11	2,206	14.8
43 熊本県	1,847	780	407	23	3,057	15.0
19 山梨県	1,353	1,023	110	10	2,496	25.3
44 大分県	2,331	702	180	10	3,223	25.3
46 鹿児島県	2,220	2,046	868	37	5,171	26.4
30 和歌山県	2,782	687	220	18	3,707	33.8
6 山形県	2,363	1,202	911	62	4,538	36.5
12 千葉県	19,436	6,269	301	24	26,030	39.9
45 宮崎県	7,221	1,230	174	12	8,637	66.0
4 宮城県	14,545	2,804	274	4	17,627	69.9
26 京都府	19,732	3,277	894	72	23,975	85.4
合計	122,734	52,971	11,404	963	188,072	13.7
平成25年度	118,748	55,248	11,039	768	185,803	13.4

② 主な取組について（未然防止・早期発見・早期解消その他の対処=いじめ防止等）

○ 基本方針の策定と周知

- ・自校「いじめ防止基本方針」の策定と組織確認、PTA総会等での周知、関係機関への依頼
- ・「基本理念」や各手立ての教職員間共通理解

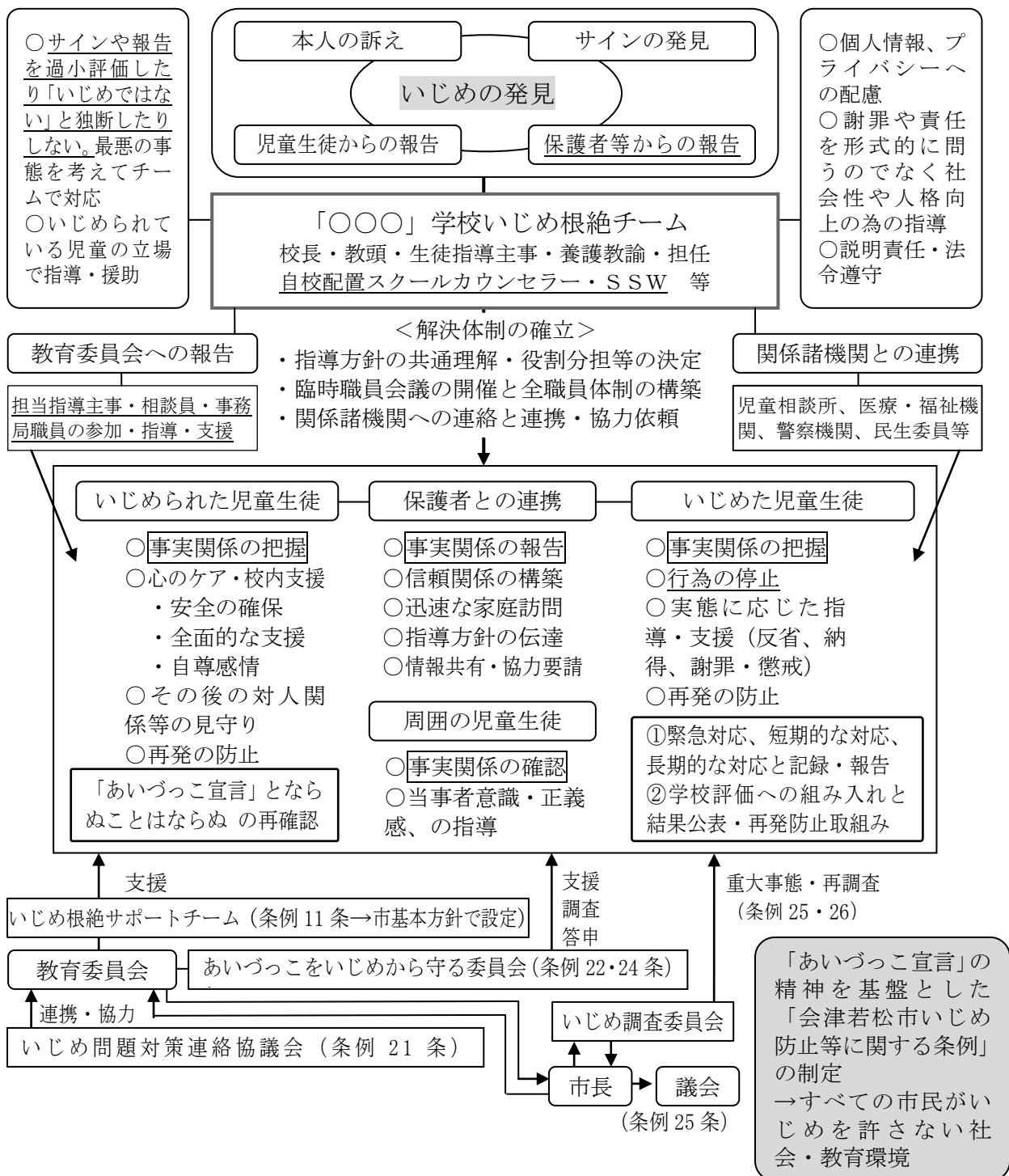
○ 未然防止のための取組

- ・自校教育課程による指導（道徳教育・心の教育の充実、情報モラル教育、規範意識の育成）
- ・児童が自主的に行う児童会活動や生徒会活動の推進（保護者や地域住民の参加など）
- ・「あいづっこ宣言」を活用した日常指導の充実

◎ いじめ早期発見のための取組 <資料4・5・6>

- ・各種いじめ調査等の計画的実施（児童対象・保護者対象アンケート、教育相談等）
- ・相談体制の充実（スクールカウンセラーや心の教育相談員の活用等）
- ・いじめ防止等の職員研修・資質の向上

○ いじめの早期解決のための取組



いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれません。しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。



◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

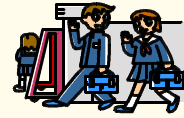
この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

(定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)
体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県(域内の市町村を含む。)の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名(約94%)がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名(約11%)がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が増えるに思わないよう、普段から「積極的に認知し(件数は増える)、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集まらなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

保存版

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力が無い。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をぼしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまのようすはいかがですか？

夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていませんか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出てることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」 もしかしてと 思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。
☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310



電話相談窓口



困ったときは電話してね



- ・友達のこと
- ・学校のこと
- ・家のこと
- ・気になること
- ・異性のこと
- ・いじめ

など

困ったなあ…
どうしよう…



そんな時は、



電話で相談してみよう！



名称・相談所	相談内容	電話番号	開設時間
福島県青少年総合相談センター <small>(福島県青少年育成県民会議)</small> 福島県ひきこもり支援センター <small>(特定非営利活動法人ビーンズふくしま)</small>	不登校、ひきこもり、ニート、震災ストレスなどの総合相談	024-546-0006 (両センター共通)	(日・月・祝・年末年始を除く) 9:30~17:30
ふくしま24時間子どもSOS <small>(福島県教育委員会)</small>	いじめをはじめとした さまざまな 問題で悩んでいる子どものための24時間対応電話相談	0120-916-024	夜間、休日、祝日も含め 0:00~24:00
ダイヤルSOS <small>(福島県教育センター)</small>	いじめ問題や不登校、体罰などの教育相談 <small>(対象は幼児児童生徒、保護者等)</small>	0120-453-141	月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 1 0:00~17:00
会津児童相談所	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談	0242-23-1400	月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
福島いのちの電話 <small>(社会福祉法人福島いのちの電話)</small>	悩みごと全般	024-536-4343	1.毎日10:00~22:00 2.第3土曜日(10時~翌朝10時まで24時間) 3.毎月10日フリーダイヤル 番0120-738-556 (8時~翌朝8時まで24時間)
チャイルドライン <small>(18歳までの子ども専用電話)</small> <small>(認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター)</small>	困っているとき、悩んでいるとき、嬉しいとき、なんとなく誰かと話したいとき、かけてみてください。	0120-99-7777	月~土曜日 16:00~21:00
ヤングテレホン <small>(福島県警察本部県民サービス課)</small>	少年に関する相談全般	024-526-1189	月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00~17:00
いじめ110番 <small>(福島県警察本部県民サービス課)</small>	いじめの悩み	0120-795-110	月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00~17:00
家庭児童相談室 <small>(会津若松市こども家庭課)</small>	子育てや家庭の悩みに関する相談等	0242-32-4470	月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:00
教育相談 <small>(会津若松市教育委員会学校教育課)</small>	いじめ、不登校、学校生活不応ほか教育一般 <small>(対象は児童生徒、保護者等)</small>	0242-32-4441	月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
ヤング・ガイド・テレホン	少年の悩みごと相談 <small>(対象は児童生徒、保護者等)</small>	0120-25-3350	月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00~17:00

平成28年11月1日現在

一人で悩まないで！

●秘密は守ります

連絡先: 会津若松市少年センター (電話: 0242-39-1304)

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会及び会津若松市いじめ調査委員会
に関する規則

平成27年3月31日
会津若松市規則第15号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会（第2条―第5条）

第3章 会津若松市いじめ調査委員会（第6条―第9条）

第4章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、会津若松市いじめ防止等に関する条例（平成27年会津若松市条例第17号。以下「条例」という。）第21条第2項に規定する会津若松市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び第26条第3項に規定する会津若松市いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

（組織）

第2条 連絡協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育行政に関心のある市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 連絡協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第3章 会津若松市いじめ調査委員会

(組織)

第6条 いじめ調査委員会の委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、前条の規定により委嘱された日から条例第26条第2項の規定により答申を行った日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第8条 いじめ調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、いじめ調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 いじめ調査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 いじめ調査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。